

いわき市が支援する

中小企業者の方
のための

融資制度のご案内

対象となる方は、個人事業者及び会社・組合等
法人事業者で、次の要件に当てはまる方になります。

【中小企業信用保険法第2条第1項に該当する中小企業者】

業 種	資本金	従業員
製造業等 (下記以外の業種)	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
医療法人等	—	300人以下

また、次の業種は資本金及び従業員の規模を特に定めております。

業 種	資本金	従業員
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業	3億円以下	300人以下
情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

☑ 市融資制度の申込先について

市内にある、秋田銀行、七十七銀行、東邦銀行、常陽銀行、福島銀行、大東銀行、ひまわり信用金庫、あぶくま信用金庫、いわき信用組合の各本店、支店で随時取り扱っております。
※裏面の制度につき、一部制度でお取り扱いできない金融機関がございます。

☑ 制度の詳しい内容については

「いわき市 産業チャレンジ課」 または「最寄りの金融機関」までお問い合わせください。

いわき市産業振興部 産業チャレンジ課 (市役所7階)

住 所： いわき市平字梅本 21 番地
電 話： 0246-22-1126 (直通)

中小企業融資（新たな運転または設備資金が必要な方）

対 象：

- (1) 市内で同一事業を1年以上継続して営んでおり、市税を完納している方
- (2) 県信用保証協会の信用保証対象業種であり、中小企業信用保険法第2条第1項に該当する中小企業者であること
- (3) 事業計画が妥当と認められること

資金使途：運転資金・設備資金

限 度 額：3,000 万円

返済期間：10 年以内（据置期間2年以内）

返済方法：原則として分割償還

融資金利：年 2.20%以内

保 証 料：信用保証協会が定める基本保証料率に応じて、年 0.32%～1.33%までの9区分

（責任共有制度対応、市が30%を補助）

保証人・担保：必要に応じて求める

中小企業不況・倒産関連対策資金融資

対 象：

- (1) 市内で同一事業を1年以上継続して営み、市税を完納している中小企業信用保険法第2条第1項に該当する中小企業者で、信用保証対象業種に属し、次の①から④のいずれかに該当すること

① 最近3ヶ月間の売上高が前年同期に比べ、5%以上減少していること

② 最近3ヶ月間の営業利益がマイナスになっていること

③ 倒産企業に対する売掛債権等が30万円以上で、市長が倒産関連企業と認定したもの

④ 中小企業信用保険法第2条第5項第5号（セーフティネット保証5号）の認定を受けたもの

- (2) 事業計画が妥当と認められること

資金使途：運転資金・設備資金（倒産関連企業は運転資金のみ）

限 度 額：3,000 万円

返済期間：10 年以内（据置期間1年以内）

返済方法：原則として分割償還

融資金利：年 2.05%以内

保 証 料：企業の財務状況等に応じて年 0.45～1.90%までの9区分（責任共有制度対応、市が全額補助）

保証人・担保：必要に応じて求める

無担保無保証人融資（担保力の弱い中小企業者の方）

対 象：

- (1) 市内で同一事業を1年以上継続しており、信用保証対象業種で黒字決算であること

- (2) 常時使用従業員が20名以下（商業・サービス業は5名以下）であること

資金使途：運転資金・設備資金

限 度 額：2,000 万円

返済期間：5 年以内（据置期間6ヶ月以内）

返済方法：原則として分割償還

融資金利：年 2.15%以内

保 証 料：年 0.9%（保証割合 100%。市が全額補助）

保 証 人：必要なし

創業者支援融資（創業・開業を考えている方）

対 象：市内で新たに事業を開始しようとする者または事業を開始して5年未満の方

資金使途：運転資金・設備資金

限 度 額：2,000 万円

返済期間：10 年以内（据置期間1年以内）

返済方法：原則として分割償還

融資金利：年 2.65%以内（協会付：年 2.45%以内）

保 証 料：年 0.45%～1.9%までの9区分（責任共有制度対応、市が全額補助）

保 証 人：必要に応じて求める

保証料の補助について

市では、市制度融資を受ける中小企業者の皆様の負担軽減を図るため、信用保証料を補助しております。

★補助対象となる信用保証料（中小企業融資の30%、中小企業不況・倒産関連対策資金融資、無担保無保証人融資、創業者支援融資）については、直接、市が福島県信用保証協会に対して支払うため、中小企業者の皆様（借入人）が前納する必要はありません。

※ 女性活躍推進企業認証制度による認定や、新規高卒者優良企業・障がい者雇用優良企業の表彰を受けると、中小企業融資信用保証料の補助は30%から100%になります。★ 詳しくは、産業ひとづくり課（22-7478）までお問い合わせください。